

第25回甲府家庭裁判所委員会議事概要

1 日時

平成27年7月6日（月）午後2時45分から午後4時45分まで

2 場所

甲府地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者

（委員・五十音順）

石川委員，石崎委員，猪俣委員，小澤委員，垣内委員長，川上委員，
神宮司委員，中澤委員，古屋委員

（甲府家庭裁判所）

渡邊首席家庭裁判所調査官，佐々木次席家庭裁判所調査官，上村首席
書記官，久保寺主任書記官，清水事務局長，齊藤事務局次長，高橋総
務課長（進行役），豊原総務課課長補佐

4 議事等

- (1) 新任委員の紹介
- (2) 委員長の選任
- (3) 議事進行・・・別紙「意見交換等の概要」のとおり

5 次回委員会のテーマ及び期日

追って検討

(別紙)

意見交換等の概要

(発言者 ■：委員長，○委員，□説明者)

- 1 進行役より，本日の委員会におけるテーマ設定の趣旨及び面会交流に関する法改正等近年のトピックスについて説明
- 2 甲府家庭裁判所土屋主任家庭裁判所調査官より，面会交流の趣旨及び家庭裁判所調査官の関与等について統計を交え説明。面会交流の説明用DVDの視聴及び試行的面会交流等で使用する児童室の見学も行った。
- 3 甲府家庭裁判所猪俣上席裁判官より，面会交流の最近の実情について説明

【質疑応答】

- 夫婦が離婚した場合でも，裁判所を介さずに，子の面会交流が当事者間でうまくいっているケースもあると思うが，裁判所に面会交流の申立てがある場合とそうでない場合との比率はどの程度か。
- 裁判所に申立てがないケースについてはデータがないので，比率がどの程度かは分からない。
- 面会交流がうまくいっていない方が裁判所に申立てをできることは，知られているか。それとも，まだ制度の周知が足りていないか。
- 手続案内や調停相談会等様々な機会に制度の周知を図っており，誰でも少しアンテナを張っていれば知りうる状態にはなっている。更なる周

知の必要性については今後検討していきたい。

- 面会交流の申立てがあってから結論に至るまで、平均どれくらいの期間を要しているのか。
- 平成22年から平成26年までの5年間における平均審理期間の割合を紹介すると、甲府管内では、1か月以内が約2割、1か月超3か月以内が約2割、3か月超6か月以内が約3割、6か月超1年以内が約2割となっており、約95パーセントの事件が1年以内に終局している。

- 面会交流の調停の在り方として、親同士の話し合いが長期に渡ると子にも負担が掛かると思われるが、裁判所としてはだいたいの目標期間を定めて調停に当たっているのか。
- 面会交流は親の考え方だけで調整できるものではなく、子のことを考えると、試行的面会交流を実施したり、慎重に手続を進める必要がある。そういうことから、裁判所としては、ある程度期間を要するのもしやむを得ないと考えている。

- 面会交流事件が調停や審判で終局する場合の、終局事由の内訳はどのようなものか。
- 平成22年から平成26年までの5年間におけるデータを紹介しますと、甲府管内では調停成立が全体の約7割を占め、残りが調停をしない措置や申立ての取下げ、あるいは審判等による終局である。全国では調停成立が全体の58パーセントなので、甲府は全国と比べて12パーセントほど調停成立率が高いといえる。

- 面会交流の事件数が増えているという話があったが、家事事件を担当

する家庭裁判所調査官はどれくらいの人数か。

- 甲府管内では現在，本庁に首次席調査官を含めて6名，都留支部に1名の調査官がいる。平成25年4月から調査官が1名増えたが，これは家事事件の増加に対応したものである。

- 夫婦が離婚に至る原因としてDVがある場合，話し合いの進め方にも工夫が必要であるとの説明があったが，そのようなケースについて教えていただきたい。

- まず，子に対するDVがあるケースの場合，面会交流の是非を慎重に見極める必要があり，直接ではなく間接の面会交流（写真を送付する等）を認めることもある。子の所在を知られたくないような事案では面会交流を認めないケースもある。配偶者に対するDVがあるケースの場合，第三者機関を介するなど子との会い方を工夫することで面会を認めることもある。また，一方がDVを口実に面会を拒んでいるような事案では子の調査をすることで面会交流の是非を慎重に見極めるようにしている。

- 面会交流に関して，児童室を使用する頻度はどれくらいか。

- 児童室を使用するのは，試行的面会交流を行う場合のほか，親子の交流場面を観察する場合もあるが，両者の場合を含めて，週に1回ないし月に数回といった程度である。

- 祖父母が夫婦に強い影響力を持っているケースの場合，どのようにその感情を解きほぐして解決しているのか。

- 面会交流の基本は夫婦が自己判断で決めるものであるということを説明しつつ，他方で，祖父母による世話が必要であることもあるから，その感情を傷つけることなく取り持つような話し方を心掛けている。具体

的には、家庭訪問を行う際、父と母だけでなく、子の監護状況の調査ということで祖父母からも話を聞き、働きかけをするような工夫をしている。

【感想，意見】

- 面会交流の説明用DVDは、当事者である夫婦のみならず、祖父母にも観てもらった方がよいのではないか。
- 説明用DVDは裁判所のホームページからも視聴可能である。

以 上